

# おおつ物語



北曾根村検地帳（森村川上家文書）にみえる長泉院の記載部分

続泉大津の寺院今昔(6) 長泉寺

長泉寺は江戸時代に北曾根地区にあった京都祇園成就院末の真言宗寺院で、長泉院とも呼ばれました。延宝7年（1679）の北曾根村検地帳（森村川上家文書）によれば、寺には9間2尺（約17.0m）×9間（約16.4m）のお堂があり、年貢が免除される除地であったと記されています。

また、享保17年（1732）の「両曾根村社寺帳之写」（藤原房之助家文書）には、当時の長泉寺について次のようなことが記されています。住持は真觀といい、境内には本堂と護摩堂がありました。開基は不明ですが、「寛永10年（1633）明王院という僧により長泉院が修復されたため、開基を明王院と伝える書付もあるがそれは間違いである」と記載されています。什物として弘法大師筆跡による書1巻があり、裏書きには元禄元年（1688）に河内國の天野山宝珠院より北曾根村長泉院へ寄贈された旨が記されていたようです。

18世紀末頃の記録と考えられる「寺院本末帳（古義真言）」（水戸彰考館蔵）や天保3年（1832）「和泉国大鳥郡泉郡村々様子大概書」（茨城県立歴史館蔵）などにも長泉寺の記録はありますが、明治時代以降の記録は今のところ見つかっていません。

なお、本寺であった祇園成就院は京都祇園の八坂神社に付属する八坊の一つであったと推察されますが（『京都坊目誌』15）、明治初年の神仏分離により廃寺となっておりその実態はよくわかつていません。

次回は 続泉大津の寺院今昔(7)をお伝えします。



## 市で行っている市民相談一覧(無料)

休館日や相談員の都合などにより、  
休みをいただく場合があります。

### 法律相談【要予約】予約専用電話 ☎23-4400

木曜日・第2火曜日 市役所1階市民相談室

※前日(前日が祝日の場合は前々日)の午前9時から電話で予約受付。先着8人。相談時間は20分以内。なお、時間の指定はできません。

### 一般相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分  
市役所1階市民相談室

### 交通事故相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前10時～午後4時30分  
市役所1階市民相談室

### 行政相談 ☎33-1131

第2月曜日、第4火曜日 午後1時～3時  
市役所1階市民相談室

### 司法書士相談 ☎33-1131

第1金曜日 午後1時～3時  
市役所1階市民相談室

### 土地家屋調査士相談 ☎33-1131

第3金曜日 午後1時～3時  
市役所1階市民相談室

### 不動産相談 ☎33-1131

第2・4金曜日 午後1時～3時  
市役所1階市民相談室

### 税務相談 ☎33-1131

第3月曜日 午後1時～3時  
市役所1階市民相談室

### 特設人権相談 ☎33-1131

第2・3・4水曜日 午後1時～3時  
市役所1階市民相談室

### 消費生活相談 ☎33-1131

月～金曜日 午後1時～4時  
市役所1階消費生活センター

### 人権相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時～午後5時  
市役所1階人権市民協働課相談室

### 家庭児童相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時30分～午後4時  
市役所1階児童福祉課

### 母子寡婦相談 ☎33-1131

月・木曜日 午前9時～午後5時  
市役所1階児童福祉課

### 高齢者総合相談 ☎21-0294

月～金曜日 午前9時～午後5時15分  
高齢者保健・福祉支援センター(ベルセンター)

### 心配ごと相談 ☎21-9871

火曜日 午後1時30分～3時30分  
総合福祉センター

### 教育・幼児教育相談 ☎31-4460

月～金曜日 午前9時～午後5時  
教育支援センター

心の相談ホットライン(☎26-0005)

### 医療相談 ☎32-5622

月～金曜日 午前9時～午後4時 市立病院

### 防火相談 ☎21-0119

毎日 午前9時～午後5時 消防本部

### 労働相談 ☎23-8689

火～日曜日 午前9時～午後5時  
地域経済課・労働政策担当(勤労青少年ホーム内)

### 就労相談【要予約】 ☎23-8689

火～金曜日 午前9時～午後5時  
地域経済課・労働政策担当(勤労青少年ホーム内)

### 住宅相談 ☎33-1131

月～金曜日 午前9時～午後5時  
市役所2階まちづくり政策課

### 福祉なんでも相談(出張窓口)【要予約】 ☎33-1131

第2・4金曜日 午後1時～午後3時  
地域包括支援センター

### 女性相談(面談は要予約)

にんじんサロン ☎21-6500  
火～金曜日 午前10時～午後5時

人権市民協働課 ☎33-9208

月～金曜日 午前9時～午後5時

市役所窓口業務は月～金曜日(土・日曜日、祝日と12月29日～1月3日の年末年始を除く)午前8時45分から午後5時15分まで行っています。

